# 1 件名

東京 2025 世界陸上競技選手権大会における路上競技沿道観客向け暑さ対策運営業務委託

# 2 目的

東京 2025 世界陸上競技選手権大会(以下「東京 2025 世界陸上」という。)の成功に向けて 課題となっている暑さ対策を着実に実行し、東京の厳しい暑さから都民や外国人を含む観客(以 下「都民等」という。)などの健康と安全を守ることが重要である。

本業務では、東京 2025 世界陸上で実施する路上競技のうち、マラソンコースの沿道及び周辺において、都民等を対象とした暑さ対策を実施する。

# 3 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年1月30日(金)まで

#### 4 本委託の実施範囲

競技名	種別	競技日時	コース場所
マラソン	女子	令和7年9月14日午前8時	国立競技場(スタート)~富久町西~水
		から	道橋~神保町~須田町~秋葉原(第一
		(競技時間概ね3.0時間)※	折り返し)〜銀座四丁目(第二折り返し)
	男子	令和7年9月15日午前8時	~須田町~神保町~東京駅中央口(第
		から	三折り返し)~神保町~水道橋~富久
		(競技時間概ね2.5時間)※	町西〜国立競技場(フィニッシュ)
			<b>※</b> 2

※スケジュールは、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 (以下「財団」という。)の下記 HPを参考にすること。

https://assets.aws.worldathletics.org/document/66ab9597fe616fea11dac1a3.pdf? gl=1\* 1vjm8dp\* ga\*MjA4MzI1NDk0Mi4xNzEyNjI2MDc3\* ga 7FE9YV46NW\*MTcyODYyN TU3Mi4xMy4xLjE3Mjg2MjY2MTQuMC4wLjA. /

※2 マラソンコースは、財団の下記 HP を参考にすること

 $\frac{https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/news/worldathletics-champions$ 

#### 5 委託内容

別紙「委託内容詳細」のとおり

# 6 委託の履行における注意事項

- (1) 受託者は、業務の背景及び目的を十分理解し、本委託の履行に当たること。
- (2) 受託者は、本委託の履行に当たっては、無理のないスケジュールを立案の上、委託内容及び業務の進め方について担当と十分に打合せを行った上で業務を実施すること。また、定期的に担当に業務の進捗状況について報告を行い、その承認を得るとともに、期限を遵守し、確実に執行すること。なお、担当等との打合せの際には、受託者が書面による記録を作成し、打合せ日から3営業日以内に委託者に提出し確認を受けること。
- (3)上記4の競技日時及びコース場所は、事情により変更される場合がある。このことから、 受託者はこれらの変更等に係る財団の発信情報に常に気を配り、変更等があった場合は遅滞なく委託者へ報告すること。
- (4) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本契約の履行に必要となる一切の経費を含む。
- (5) 本仕様に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに受託者及び委託者で協議し決定する。

### 7 著作権等の扱い

本業務により作成した成果物の著作権は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する著作者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

また、本契約の終了の前後を問わず、委託者は、事前連絡なく無償で成果物を加工及び二次利用できるものとし、受託者は、著作権法第 18 条から第 20 条までに定める著作者人格権を行使しないものとする。

### 8 資料の貸与及び返却

- (1) 受託者は、委託業務に必要な資料、基準等で、委託者が貸与可能と判断したもの(以下「貸与資料」という。) については、委託者から借り受けることができる。
- (2) 受託者は、借り受けた資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。 万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原 状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務完了までに委託者へ資料を返却しなければならない。

### 9 秘密の保持

- (1) 受託者は、本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人(秘密情報を知得後退職した者も含む。)に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用

しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実 となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等によ り提出する事実については、この限りではない。

- (4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部 又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等(以下「秘密情報資料」という。)に ついて、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理し なければならない。また、本業務委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資 料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (5) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

なお、契約終了後においても同様とする。

(6) 受託者は、本契約の内容及び本契約の履行過程で知りえた財団又はワールドアスレティックス (World Athletics:世界陸連)の秘密情報を、委託者の事前の書面による承諾なくして、公表し、第三者に開示若しくは漏洩し、または本契約の遂行以外の目的で使用してはならない。本契約終了後においても同様とする。

# 10 各基準等の順守

(1) 持続可能な調達に係る標準特記仕様書について 財団が策定する「持続可能な調達に係る標準特記仕様書」を順守すること。

(参考) 持続可能な調達に係る標準特記仕様書

https://assets.aws.worldathletics.org/document/66c583cb8e3e564da7ccbe43.pdf?
gl=1\*1o4qp8m\* ga\*MjA4MzI1NDk0Mi4xNzEyNjI2MDc3\* ga 7FE9YV46NW\*
MTcyODYyNTU3Mi4xMy4xLjE3Mjg2MjczMzguMC4wLjA.

(2) マーケティング権に関する特約条項

東京 2025 世界陸上において、準備する可能性のあるものについて、スポンサーが取り扱う商品分野との競合や、アンブッシュ・マーケティングへ抵触しないか確認すること。必要に応じて、委託者に事前に報告の上で財団へ確認を行うこと。

(参考) スポンサー及びカテゴリー商品(2024/12/5 現在)

https://assets.aws.worldathletics.org/document/675633f4e91a075db0c52ec3.pdf

# 11 報告書等の作成における留意事項

(1)報告書の原稿

成果品については、カラー図面以外は、総合評価80以上の再生紙を使用し、原則として両面印刷するとともに、裏表紙に再生紙使用のマークを入れること。

(2) その他注意事項

ア 報告書のとりまとめに際しては、委託者と協議すること。

イ 報告書作成の使用アプリケーションについては、ワープロは Microsoft 社製 Word、表計算ソフトは Microsoft 社製 Excel を使用すること。その他、特定のアプリケーションに依存するデータのファイル形式については、委託者と協議の上決定すること。

- ウ 電子データは、媒体作成の都度、版下として使用できる ai 形式及び PDF 形式のファイルを CD-R 又は DVD-R で提出すること。併せてホームページ用として JPEG 形式によるデータを CD-R 又は DVD-R で提出すること。
- エ 打合せ記録簿以外の電子データについては、オリジナルデータのほか、PDF形式のフィルも作成し提出すること。なお、スキャニングによる PDF 化は認めない。

### 12 書類等の提出

(1) 受託者は、契約締結後、次の書類を提出し、委託者の承諾を得ること。

業務実施計画書 1部

業務実施計画書には、業務責任者名、業務実施体制図、スケジュールを記載すること。

(2) 受託者は、委託業務完了後、遅滞なく書類を提出すること。 委託完了届 1部

#### 13 成果品

納入する成果品は次のとおりとし、履行期限までに委託者へ提出すること。

- (1) 実施記録報告書 (データ及び紙) 3部
- (2)委託完了届(紙) 1部
- (3)納品書(紙) 1部

## 14 成果品の納品場所

公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所東京都気候変動適応センター

#### 15 契約代金の支払方法

「3 履行期間」に記載の作業期間において、業務完了後、受託者より「13 成果品」に 記載の報告書等の提出を受け、検査合格後、請求書に基づき一括で支払う。契約期間内にお ける成果品データの変更や修正については、委託者と協議の上行う。

# 16 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3)環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。 なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又 は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 17 担当部署

公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所東京都気候変動適応センター

東京都江東区新砂1-7-5 電話 03-3699-1335